

第1回幌加内町議会定例会 第2号

令和3年3月9日(月曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第7号 幌加内町議会議員及び幌加内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 3 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第9号 幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第10号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため幌加内町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第11号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第12号 幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第13号 国営南幌加内地区総合農地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例について
- 9 議案第14号 町道の路線変更認定について
- 10 議案第15号 令和3年度幌加内町一般会計予算
- 11 議案第16号 令和3年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第17号 令和3年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 13 議案第18号 令和3年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 14 議案第19号 令和3年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算
- 15 議案第20号 令和3年度幌加内町下水道事業特別会計予算
- 16 議案第21号 令和3年度幌加内町奨学資金特別会計予算

(追加日程)

- 1 動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	7番	中村雅義君
	1番	中川秀雄君		2番	市村裕一君
	3番	中南裕行君		4番	藤井祐君
	5番	稲見隆浩君		6番	蔵前文彦君
	8番	小関和明君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細川雅弘君	
副町	長	大野克彦君	
教	育	長	小野田倫久君
総務課	長	村上雅之君	
産業課	長	中河滋登君	
建設課	長	宮田直樹君	
住民課	長	山本久稔君	
保健福祉課	長	竹谷浩昌君	
教育次	長	内山涉君	
会計管理者		蔵前裕幸君	
地域振興室	長	新江和夫君	
建設課主幹		藤田夏樹君	
総務課主幹		安藝修君	
学校給食センター所長		竹脇剛君	
農業委員会局長		清原吉典君	
農業委員会	長	鈴木努君	
監査委員		菊地勝美君	

○出席事務局職員

事務局	長	加藤誠一君
書	記	岡田由美君

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告にしたがいまして発言を許します。1番、中川議員の発言を許します。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君）

新型コロナウイルス対策としてのワクチン接種について何点か質問をします。

新型コロナウイルス対策としてワクチンの接種が2月17日から医療従事者を中心に国内でも始まっているが、4月12日以降には65歳以上の高齢者から順次ワクチンの接種が始まるとされています。それらに関して何点か質問しますが、1点目として、この3月にも、医療従事者や救急隊員らへの接種が始まるとの事であります。2、3日前の新聞報道でもありましたが、道内の高齢者向けのワクチンの供給については、4月中には22箱程度との報道もされています。ワクチンの具体的な供給スケジュールは、現段階でどの程度明らかになっているのか伺いたい。2点目として、医療従事者以外の接種については、各市町村が実施主体となりワクチン接種を行う事となっています。本町での接種率の目標をどの程度で設定し、どのような体制でワクチン接種を行おうとしているのか伺います。本町では基本的には、診療所のスタッフが担う事になると思うが、一般診療との兼ね合いや接種の会場、あるいは医師や看護師、事務職などの確保の目処は立っているのか。3点目、今回のワクチンは、重症化を防ぐ効果、発症をおさえる効果は確認されているが、感染そのものを防ぐ効果や人に感染させない効果は確認されていない。しかも、ワクチンの必要量を円滑に確保できるかは今のところ見通せず、接種日程は極めて流動的で国民全体に行き渡るの、まだまだ先と思われます。コロナ対策として「ワクチン頼み」にならず、ワクチン接種を進めるとともに、12月定例会でも一般質問をしましたが、PCR検査の拡充など感染対策を同時並行で行う事が大切ではないかと思う。このあたりの事をどの様に考えているのか伺います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

1点目のワクチンの供給スケジュールについてであります。ご案内のとおり医療従事者等への接種に関しては、道が実施することとなっておりますので、所管の上川保健所に確認しております。

本町の医療従事者への接種に用いるワクチンの供給は、現在のところ未定とのことであります。私どもも去る5日の新聞報道で上川管内で初めて旭川赤十字病院で接種が始まったと、新聞報道で知るような状況であります。直近の国会における予算委員会での担当大臣の答弁や報道を見るに、医療従事者のみならず、ワクチンの総量、確保量からも、高齢者への接種も含め、全体的に後ろにずれ込むものと推測をしております。次に2点目の本町のワクチン接種体制についてであります。本町は新型コロナウイルス対策として昨年2月に設置した「幌加内町新型インフルエンザ等対策本部」の業務の一環として接種事業に取り組むこととし既に協議をしているところです。医師をはじめ、看護師等のご理解を頂きながら、現在、接種会場は、幌加内診療所とし、水曜日、木曜日の午後から一般診療を休診して実施することとしております。いわゆる集団接種の形になると思います。接種会場までの足の確保対策として、希望者には接種会場までの無料送迎を予定しております。また、接種会場へ出向くのが非常に困難な介護施設等へ入所している方については、今、ドクターとも相談をしていますが、訪問による接種を予定しているところであります。接種の人員体制についてであります。医師2名、看護師4名、保健師2名、事務職3名、この他、送迎体制などを今のところ確保しており、1日の接種人数を最大70名で、接種率は高齢者ですとだいたい全体の7割程度を接種されると見込んでおりますので、その推計でいくと65歳以上で約2か月間、65歳未満で約2か月間の計4か月間で接種を完了する計画であります。次に、3点目のPCR検査の拡充についてであります。この件については、私どもも発症当初から検査の充実が安全、安心につながるのではないかとこの事で、いろんな機関にご相談してきました。昨年、12月の議会定例会での中川議員の一般質問の後、町内の介護福祉施設など関係事業所と意見交換をしたところ、PCR検査の実施については、1回だけではなく定期あるいは継続的に検査を実施しなければ感染防止の意味がないとのご意見が多数でありました。そのようなことから、今現在診療所で行っています行政検査以外のPCR検査につきましては、現在のところ、実施することは考えておりませんが、以前にもお答えしましたが、民間の安価な検査キットが普及する中、精度も含め有効な感染対策として活用できるのであれば、再度、関係者の皆さんからご意見をいただきながら検討してまいりたく存じます。今後とも、町民の皆さんには、「新北海道スタイル」のもと、引き続き、マスク着用、手洗いの励行、健康管理など、感染防止対策の徹底に努めていただきますよう、お願い申し上げる次第であります。以上で答弁を終わります。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君）

2点目のワクチン接種体制についてですが、週2回、集団で行うとの答弁がありました。確認ですが、ワクチンについては、ご承知のとおり超低温で保存をする。解凍後は5日程度でその効力を失う、2週間程度という話もありますが基本的には5日ぐらいで駄目になるような状態になるとの事です。ひとは幌加内町に入ってくるワクチンのロットですが、担当者に伺ったところ1箱単位で来るのではないかとのことでした。先程の週2回で60名か70名程度との答弁だったので、その空いた期間をどうしていくのかも問題となってくると思われれます。冷凍庫も情報では各自自治体に最低でも一つずつは設置になるという話ではあります。その辺の情報は確かな事なのでしょうか。

また、ロットが1箱ずつ来るという事であれば本町の高齢者だけで見てみると、だいたい65以上で600名程度かと思えます。その仮に7割とすると420名程度になると思えますが、1箱単位とすると高齢者はそれだけで2回接種したとしても800数十回分で終わってしまう。一般向けのものはまだ後になると思えますが、余ってしまう場合も考えられると思えます。今までの国会を聞いていても、河野担当大臣などは、その辺は自由に活用をして良いとの答弁もあります。例えば1回目に1箱で来るなら高齢者が終わったあと、無駄にすることは絶対にあってはならない事ですが、どのように活用をしていこうと考えているのか。3点目に関してですが、一般的にいうPCR検査自体は12月の議会と同じ答弁なのですが、この間、札幌市でも定期的に8月まで月1回の定期検査を行うというような報道もされています。あの予算措置をみると詳しい事はわかりませんが、おそらく民間の検査キットを利用しての事かと思えます。その辺も参考にしながら、これからワクチン接種も始まるので、医療機関に対してこれ以上負担をかけるのはやはり大変かと思えますので、様々な方法で、PCR検査とそれに類似した検査を行える余地は残されていると思うので、是非実施に向けて検討していただきたいと思えます。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

2点目のワクチン接種等についてですが、本当に情報がなかなか入ってこないという事で、私どももいろいろ感じているところです。冷凍庫については3月17日にディープフリーザー、いわゆるマイナス70度のできる冷凍庫が幌加内にも到着をします。ワクチンはいつ来るのかがわかりません。1箱については、195本入っています。975回分のワクチンが可能です。ワクチンはクーポン券を郵送して予約制で割り当てていくようなイメージでおります。黙っていてもなかなか予約は入ってこないで、逆にこちらから高齢者の皆さんに連絡をしながら予定表を作っていくという作業になるかと思っています。仮に余る可能性もありますが、例えば感染リスクの高い一般の方に優先順位を、前倒しをして接種してもらうなど状況によっては考えていかなければならないと思っておりますが、まだ、情報がなかなか入ってこないで、この辺はまた具体的に決まりましたら、お知らせをしたいと考えています。3点目のPCR検査ですが、民間の簡易キットが随分普及をしているようです。新聞報道によると、栃木県が市中のPCR検査を行う、この間の報道では根室市が市に帰ってくる帰省者、学生ばかりではなく一般人も含めて帰省者に対してPCR検査を実施したいとの内容もありました。ご質問にありました札幌市も繁華街等含めてPCR検査を行います。市中感染者のいわゆる予兆検知ですか、そういった調査的なPCR検査の意味合いが強いのではないかと思いますので、ここは本町には当てはまらないのかと思えます。むしろ根室市のような帰省者だとか12月でもお話をしましたが、本町の高校生、これは町外から来られるので、そういった方が幌加内に入ってきた時に検査ができないのかなど、今後検討をしていきたいと思っております。

○3番（中川秀雄君） 質問を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

次に、4番、藤井議員の発言を許します。

○4番（藤井祐君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、藤井議員。

○4番（藤井祐君）

第三次コロナ交付金の使い方について伺います。

今後交付されるであろう第三次コロナ交付金が約4600万円ほどと伺っています。これから検討に入ると思いますが、今後もコロナの影響が長引くことが予想される中、第三次交付金の今後の使い道について、町長の考える構想があればお聞かせ願います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

コロナ対応臨時交付金については、これまで、第一次、二次配分及び先日の令和2年度一般会計補正予算で可決頂いた、三次配分の補助裏分、1208万4000円を合わせた、1億3965万円を予算計上し、今現在、実施しているところであります。ご質問にありました、第三次配分は2月2日に内閣府より本町は4685万4000円の交付限度額の通知がありました。年度内執行の場合は、2月5日までに実施計画書を作成し北海道経由で総務大臣へ提出しなければならず、実施計画書の提出及び事業の執行完了が年度内は極めて難しいと判断し、令和3年度へ全額、国で繰越をしていただき、本町の予算としては新年度事業で執行する手続きを取ったところです。2月9日に第8回目になる庁内の対策本部会議を開催し、コロナワクチン接種事業体制や第三次配分の臨時交付金について、説明、協議を行っており、臨時交付金については、既に要望書等が出されている団体のほか、各関係団体へ、コロナによる影響や対応状況を確認のうえ、臨時交付金の使途を各部署で検討し、限られた財源で効果的な事業の執行ができるよう、指示をしたところです。今現在では、具体的にどの事業でどの位との案は示せませんが、早ければ3月下旬には、ある程度出揃う予定であります。私としましては、これまでの交付金同様、感染対策をはじめ、経済対策、アフターコロナ対策に重点を置く考えであります。一部準備を進めている分も含め、一般財源で実施予定の、ある程度大きな事業が臨時交付金の対象として認められるものがあれば俎上に挙げ、国や北海道に対し照会をしながら検討し、施政方針でも申し上げました通り、迅速な対応が必要な場合は臨時会あるいは、専決補正にて対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたく存じます。以上で答弁を終わります。

○4番（藤井祐君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、藤井議員。

○4番（藤井祐君）

町長から今、答弁がありこれからいろいろ考えていただくことが沢山あると思いますがお願いします。消防に関してですが、検討に入れて頂きたいと思うのですが、他の町村で1次、2次の交付金で消防の救急の方の備品等を結構買っていると伺っているので考慮に入れてほしいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君）

先程の答弁の中で一部準備を進めている分というような言い方をさせていただきました。その中には部内で検討をした結果、消防に関する機材、装備等、そういった物も含んでいますのでご理解願いたいと思います。

○4番（藤井祐君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで藤井議員の質問を終わります。

◎日程第2 議案第7号

○議長（小川雅昭君） 日程第2、議案第7号、幌加内町議会議員及び幌加内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君）（議案第7号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由について、申し上げます。

本条例の提案事由であります。公職選挙法の一部を改正する法律の施行、令和2年12月12日施行により、町議会議員選挙及び町長選挙において、条例を定めることにより「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ポスターの作成」「選挙運動用ビラの作成」に要する経費について、上限を定めて公費で負担することが可能となりました。今回の公職選挙法の改正は、町村選挙における立候補者負担の軽減及び、議員等のなり手不足の解消を目的とするものであることから本町においても法改正の趣旨を踏まえて町村の選挙における立候補に係る環境改善のため新たに条例を制定するものであります。なお、別添にあります令和3年幌加内町議会第1回定例会議案資料の5ページ6ページに上限金額等細かい説明を添付しておりますので、後程お目通しをお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第7号、幌加内町議会議員及び幌加内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号

○議長(小川雅昭君) 日程第3、議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(村上雅之君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(村上雅之君)(議案第8号朗読、記載省略)

本件の提案理由であります。現在職員に対しては職員の給与に関する条例第8条の2第1項第1号に規定する職員の住居手当を支給しております。同条第1項第2号、持ち家手当については、行政改革の一環から職員の持ち家手当については町内に限定して支給することとしていることと合わせ今回住居手当も「町内に居住する職員に限る」とさせていただくものであります。なお、これによって影響のある職員は現在1名であり、その者も令和3年度中において町外に持ち家を取得のため支給対象外となる見込みであります。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第9号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、議案第9号、幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君）（議案第9号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由であります別添の令和3年幌加内町議会第1回定例会議案資料の7ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して、防疫等作業手当の特例対応として手当を支給するため必要な事項を追加するものであります。人事院で定める作業従事の内容を本町にあてはめ第1号、第2号の作業に従事した場合の手当の額を定め、支給できるものとするものであります。手当の適用範囲は第1号が新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある患者に接して行う事業、PCR検査業務などが3,000円、第2号の新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又はその疑いがある場所・物件の消毒その他の処理業務、新型コロナ発生時消毒業務等1,000円であります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第9号、幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第10号 ～ 日程第6 議案第11号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、議案第10号、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための幌加内町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についての件から日程第6、議案第11号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君）（議案第 10 号から議案第 11 号朗読、記載省略）

議案第 10 号、議案第 11 号の提案事由を申し上げます。

国においては新型インフルエンザ等対策措置法の一部を改正する法律、令和 3 年 2 月 3 日に交付され施行されています。改正法において新型コロナウイルスの定義について改正が行われたところ  
です。本町の条例においても法律の改正前の定義より引用し条例を整備していることから該当する  
条例の定義、規定を変更する必要が生じたもので、この度条例改正を上程するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。議案第 10 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。議案第 11 号について質疑ありませんか。

○1 番（中川秀雄君） 議長、1 番。

○議長（小川雅昭君） 1 番、中川議員。

○1 番（中川秀雄君）

新型コロナウイルスの定義ですが、これによると中国から発生をしたものとなっておりますが、最近では、イギリス株やブラジル株、南アフリカ株など、いわゆる変異型の感染も国内で広がっていますが、これらも対象になるという考えで良いですか。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君）

これについては、2 月に法改正となったものです。変異ウイルスに関しては、これ以上の情報等は来ていませんので、現在の段階でそれが対象となるのかはお答えできない部分もありますが、現実にはこの様な申請、状態、先程の傷病手当も含めて出てきた時にはその辺も確認をしながら減免なりを審査等行っていただければと思っています。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これから順次討論を行います。議案第 10 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。議案第 11 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから順次採決を行います。

議案第 10 号、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための幌加内町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第12号

○議長(小川雅昭君) 日程第7、議案第12号、幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(竹谷浩昌君) 保健福祉課長。

○議長(小川雅昭君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(竹谷浩昌君)(議案第12号朗読、記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

令和3年度からスタートします第8期幌加内町高齢者福祉介護保険事業計画の策定により保険料、基準月額の変更に伴い保険料を今回改正するものです。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い新型コロナウイルスの感染症の定義が改正をされました。本条例についても、改正前の定義を引用しているところから該当する条例の定義の変更が生じたため、今回改正をするものです。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第12号、幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第13号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、議案第13号、国営南幌加内地区総合農地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○産業課長（中河滋登君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（中河滋登君）（議案第13号朗読、記載省略）

本件の提案理由について、申し上げます。

本事業において、1名の方が負担金未納となっております。令和2年9月30日に残額全額、平成20年度から平成24年度分の298万9826円の納付がありました。その納付により、本条例の適用対象者がなくなりましたので、今回この条例を廃止するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第13号、国営南幌加内地区総合農地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第14号

○議長（小川雅昭君） 日程第9、議案第14号、町道の路線変更認定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君）（議案第14号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由について、申し上げます。

東1線についてですが、起点については字雨煙内1495の1番地、北5号線交点から変わらず終点を字新成生52番地地先、町道新成生南3号線交点に変更し663.64メートルを延長するものです。

平和零号線については、終点、字平和 4621 の 27 番地、平和東 2 線地先から起点を字新成生 1023 の 10 番地として、612.3 メートルを延長するものです。東 1 線起点及び平和零号線終点の地番の相違については、それぞれ認定当時の地番を旧として、その後、修正等により地番が変更しており、新地番となっていますことをご承知おき願いたいと思います。東 1 線については、過去より夏場の道路整地、砂利敷き、草刈り等、維持業務管理してきたものですが、未認定のまま現在に至っていることからこの度、認定を提案するものです。また、平和零号線については、平成 14 年度に道営のふるさと農道事業で整備されましたが、その後、町に移管されていますが未認定となっております。この区間は、昨今の大雨時に法面が崩れ排水機能もなくなり都度、補修してきており今後も維持が必要になることから、この度、認定を提案するものです。なお、本認定により交付税の措置は令和 4 年度から延長分が追加算定される予定です。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 14 号、町道の路線変更認定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 18 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 10 議案第 15 号 ～ 日程第 16 議案第 21 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 10、議案第 15 号、令和 3 年度幌加内町一般会計予算の件から、日程第 16、議案第 21 号、令和 3 年度幌加内町奨学資金特別会計の 7 件までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第 15 号、令和 3 年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君）（議案第 25 号朗読、記載省略）

幌加内町一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度一般会計予算編成に当たっては、「経済あつての財政」との考え方のもと、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の改革を加速・拡大し、更に新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナの新しい社会の構築に向けて、国の予算編成が行われたところです。令和 3 年度につきましては、細川町長二期 3 年目の予算編成となり、地域経済や産業振興の状況を思料し、住生活環境整備、子育て支援、地域医療、介護の確保、教育環境整備など、将来の財政負担も考慮しながら幌加内町第 7 次総合振興計画が確実に実行できるよう、町長の施政方針で申しあげました内容で取組んだところであります。

それでは、一般会計予算書の 205 ページをお開き願います。資料として「令和 3 年度一般会計歳入予算内訳」になっております。次に 206 ページから「令和 3 年度一般会計歳出予算内訳」の No.1 から No.3 を添付しております。まず、205 ページの「一般会計歳入予算内訳」からご説明致します。この表は、1 款「町税」から 20 款「町債」までの款別に前年度当初予算額との比較、財源区分、構成比を示したものであります。総額では、歳入歳出それぞれ同額の 45 億 5471 万 8000 円としており、前年度対比、プラス 1 億 658 万円、2.4%の増となっております。それでは、主な内容について、ご説明致します。

歳入の 1 款「町税」についてですが、町民税については、前年度対比マイナス 12 万 4000 円、0.1%の減であります。主な要因は、営業所得及び農業所得の減少に伴う、課税標準額の減によるものです。次に固定資産税ですが、前年度対比プラス 258 万 8000 円、3.7%の増であります。主な要因は、新築家屋の増加によるものです。2 款「地方譲与税」につきましては、前年度対比マイナス 2680 万 3000 円、32.6%の減となっております。主な要因は、「地方揮発油譲与税」、「自動車重量譲与税」の税収見込みが減少したことによるものです。3 款「利子割交付金」、4 款「配当割交付金」、5 款「株式等譲渡所得割交付金」につきましては、特に説明はございません。6 款「地方消費税交付金」につきましては、前年度対比プラス 400 万円、15.4%の増となっております。主な要因は、交付金の見込みが増加したことによるものです。7 款「自動車税環境性能割交付金」につきましては、前年度対比プラス 107 万円、29.5%の増となっております。主な要因は、交付金の見込みが増加したことによるものです。8 款「地方特例交付金」につきましては、前年度対比プラス 330 万円、470.8%の増となっております。主な要因は交付金の見込みが増加したことによるものです。9 款「地方交付税」につきましては、前年度対比マイナス 4500 万円、2.1%の減となっております。増減の要因としましては、国の地財計画では、交付団体ベースで総額 5.1%の増となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な税収減等により交付団体の増が見込まれ、なおかつ、令和 3 年度の地方交付税からは令和 2 年度国勢調査の人口が反映され、需要額の減少が見込まれることから、総額 5.1%の増分を考慮しても、減少となる見込みとしております。10 款「交通安全対策特別交付金」につきましては、特に説明はございません。11 款「分担金及び負担金」では、前年度対比マイナス 1642 万 6000 円の 43.1%の減となっております。主な要因は、

「道営土地改良事業分担金」の減によるものです。12 款「使用料及び手数料」では、前年度対比マイナス 70 万 7000 円、0.4%の減となっております。主な要因は、患者数の減少により「幌加内診療所」及び「歯科診療所」の診療報酬使用料で 180 万円の減、その他、「住宅使用料」で 318 万 4000 円の減となりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種料を見込み、幌加内診療所手数料を 480 万円の増によるものです。13 款「国庫支出金」では、前年度対比マイナス 5658 万 2000 円、16.4%の減となっております。主な要因は、「社会資本総合交付金」の「橋梁長寿命化事業」、「道路改良事業」及び「公住解体事業」で 1644 万 6000 円の減、「循環型社会形成推進交付金」の「最終処分場整備事業」で 1 億 104 万 3000 円の減によるものです。14 款「道支出金」では、前年度対比プラス 1071 万円、5.3%の増となっております。主な要因は、「農業経営高度化促進事業補助金」で 669 万 7000 円の増によるものです。15 款「財産収入」では、前年度対比プラス 1641 万 4000 円、114.4%の増となっております。主な要因は、町有林皆伐時の「生産物売払収入」で 1733 万円の増によるものです。16 款「寄附金」では、前年度対比プラス 2000 万円、80.0%の増となっております。主な要因は、「ふるさと納税収入」の増によるものです。17 款「繰入金」では、前年度対比プラス 5229 万 1000 円、12.2%の増となっております。主な要因は、「減債基金」、「公共施設等整備基金」からの繰入金 8949 万 6000 円の増によるものです。令和 3 年度当初予算につきましても、財源不足による基金繰入が必要となっておりますが、特定目的基金としては、公共施設等整備基金で 1 億 3730 万円、これは、処分場整備事業で 3600 万円、朱鞠内地区住宅建設で 4900 万円、町有住宅改修工事で 2300 万円、朱鞠内コミセン耐震改修工事で 1400 万円、その他施設整備で 2930 万円をそれぞれ充当。減債基金で 8719 万 6000 円、これは、診療所、テルケア建設の町債償還分として充当。その他の財源補填として、財政調整基金を 2 億 4000 万円、合計で 4 億 6000 万円を財源不足として、基金の繰入を行うものです。18 款「繰越金」については、特に説明はございません。19 款「諸収入」では、前年度対比プラス 261 万 9000 円、4.3%の増となっております。主な要因は、「通所介護給付費収入」で 292 万 5000 円の増によるものです。20 款「町債」では、前年度対比プラス 1 億 3800 万円、22.0%の増となっております。主な要因は、「朱鞠内コミュニティセンター等耐震改修事業債」で 2 億 7650 万円の増によるものです。その他、「衛生債」では、「一般廃棄物処分場整備事業債」で 8070 万円の減、「農林水産業債」では、「色彩選別機整備事業」で 7230 万円の皆減、「土木債」では、「橋梁補修事業債」で 1330 万円の増、「下幌加内線改良事業債」で 1780 万円の増、「町道側溝整備事業」で 2300 万円、「河川改修事業債」1550 万円の皆増、「消防債」では、「土別地方消防事務組合負担金債」で 2390 万円の減、「教育債」では、「町民プール建設事業債」で 3390 万円の皆減、「ほろたちスキー場改修整備事業債」で 270 万円の増、「臨時財政対策債」で 3000 万円の増と変動しております。また、『過疎地域自立促進特別対策事業、通称、過疎債ソフト事業については、「集落整備事業」のほか、5 事業、「生活環境安全対策事業」、「子育て支援対策事業」、「プレミアム付商品券発行事業」、「政和温泉周辺観光整備事業」、「中央公民館耐震改修工事実施設計事業」で総額 3730 万円を当初予算に計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて「歳出予算内訳」の主なものについて、ご説明致します。次の 206 ページ No. 1 をお開き願います。なお、「歳出予算内訳」は、No. 1 から 208 ページの No. 3 までとなっております。この表は、1 款「議会費」から 15 款「予備費」まで、款別の前年度当初予算額との比較、構成比、及び、性

質別の前年度対比、構成比を分析したものです。

それでは、1款「議会費」についてですが、前年度対比マイナス40万円、1.0%の減となっております。主な要因は、「議員共済組合公費負担金」で33万1000円の減によるものです。2款「総務費」では、前年度対比マイナス4718万9000円、12.4%の減となっております。主な要因は、会計年度職員関係費用計上3703万5000円を14款に移動したことによる減、「民間賃貸住宅建設事業補助金」で4200万円の皆減となりましたが、「まちづくりビジョン策定業務委託料」で966万3000円、7項5目として「ワクチン接種対策費」で1258万7000円の皆増によるものです。3款「民生費」では、前年度対比マイナス848万6000円、2.2%の減となっております。主な要因は、「外国人介護福祉人材育成支援負担金」で250万円の減、「児童手当費」で126万5000円、「保育所運営費」で721万8000円の減によるものです。4款「衛生費」では、前年度対比マイナス2億3791万5000円、35.7%の減となっております。主な要因は、「一般廃棄物処分場整備事業」で2億460万9000円の減によるものです。5款「労働費」では、前年度対比プラス50万6000円、272.0%の増となっております。主な要因は、「幌加内町ふるさとワーキングホリデー補助金」で50万円の皆増によるものです。6款「農林水産業費」では、前年度対比マイナス9498万8000円、23.6%の減となっております。主な要因は、「色彩選別機増設事業補助金」で7611万1000円の皆減、「道営土地改良事業負担金」で786万8000円の減によるものです。7款「商工費」では、前年度対比プラス243万7000円、1.3%の増となっております。主な要因は、「朱鞠内湖畔わかさぎ亭屋根塗装工事」で882万2000円の皆減、「ほろかない振興公社補助金」で552万2000円の減となりましたが、「町民保養センター屋内改修工事」で547万8000円、「ふれあいの家まどか厨房天井改修工事・体験実習棟天井改修工事」467万5000円の皆増によるものです。8款「土木費」では、前年度対比プラス1億2856万7000円、21.8%の増となっております。主な要因は、「除雪センター屋根塗装工事」で1019万7000円の皆減となりましたが、「道路台帳修正業務委託料」で888万8000円、「橋梁点検業務委託料」で1896万4000円、「河川維持補修工事」で1550万円、「町有住宅建設工事」で4950万円の皆増、「下幌加内線道路改良事業」で5880万円の増によるものです。その他、町道等改修工事では、自治区の土木要望等を踏まえ「町道側溝改修工事」で3798万3000円を計上し、道路改修工事総額で2億3798万3000円を予算計上させていただいております。9款「消防費」では、前年度対比マイナス4136万9000円、18.9%の減となっております。主な要因は、消防組合移管に伴う「土別地方消防事務組合負担金」の内、「消防デジタル無線改修工事」で2563万円、「洪水ハザードマップ作成業務委託料」で279万4000円、「行政情報ネットワーク衛星回線更新負担金」で364万7000円の皆減となりましたが、「幌加内町消防団員自動車運転免許等取得費補助金」100万円の皆増によるものです。10款「教育費」では、前年度対比プラス1億8801万7000円、42.0%の増となっております。主な要因は、「朱鞠内コミュニティセンター等耐震改修工事」で2億9114万8000円、「町有住宅改修工事」で2310万円、「高校魅力化関連事業費」で1176万2000円、「耐震改修工事実施設計業務委託料」573万1000円の皆増となりましたが、「学習センター中央監視装置更新・自動制御盤機器交換」で1870万円の皆減、「町民プール建設事業」で3176万8000円の減によるものです。11款「災害復旧費」については、特に説明はございません。12款「公債費」では、前年度対比プラス6047万2000円、11.6%の増となっております。主な要因は、平成28年度に借入を行いました「旧町立病院解体事業」及び「町立診療



所整備事業」に係る元金償還が開始したことによるものです。13 款「諸支出金」については、特に説明はございません。14 款「職員費」では、前年度対比プラス 1 億 5692 万 8000 円、25.9%の増となっております。主な要因は、会計年度任用職員報酬の予算計上を前年度までは各款で行っていたものを、この職員費に一括変更したことによるものです。15 款「予備費」については、特に説明はございません。

続いて、性質別の内容について、ご説明致します。

まず「人件費」についてですが、この人件費では、議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員の給与等がここに分類されます。前年度対比プラス 847 万 2000 円、1.1%の増であります。主な要因は、「会計年度職員期末手当」の増によるものです。次に「物件費」ですが、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比プラス 2641 万 9000 円、3.9%の増であります。主な要因は、「ふるさと納税謝品」で 1000 万円の増によるものです。次に「維持補修費」ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修及び除排雪に関する経費が、ここに分類されます。前年度対比マイナス 820 万 6000 円、3.3%の減であります。主な要因は、8 款 2 目「道路橋梁費」の「燃料費」で 243 万 1000 円の減によるものです。次に「扶助費」ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費が、ここに分類されます。前年度対比マイナス 792 万 3000 円、6.0%の減であります。主な要因は、3 款「民生費」で申し上げました「保育所運営費」の 721 万 8000 円の減によるものです。次の 207 ページNo.2 を、お開き願います。まず「負担金」についてですが、各種団体や一部事務組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比マイナス 4117 万 6000 円、16.2%の減であります。主な要因は、9 款「消防費」の「土別地方消防事務組合負担金」で 3752 万 6000 円の減によるものです。次に「補助費等」ですが、各種団体・事業への「補助金」並びに「交付金」がここに分類されます。但し、建設事業費に係るものは、除かれます。前年度対比プラス 706 万 4000 円、1.3%の増あります。主な要因は、歳出、10 款「教育費」の「山村留学推進協議会補助金」で 437 万円の皆増によるものです。次に「建設事業費」ですが災害復旧事業費を除く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修費などが、ここに分類されます。前年度対比プラス 5917 万 5000 円、5.3%の増であります。主な要因は、歳出、4 款「衛生費」で申し上げました「一般廃棄物処分場整備事業」で 2 億 406 万 9000 円の減となったものの、歳出、8 款「土木費」で申し上げました「橋梁補修工事」で、1415 万 7000 円の増、「下幌加内線道路改良事業」で、5880 万円の増、「町有住宅建設工事」の皆増、歳出、10 款「教育費」で申し上げました、「朱鞠内コミュニティセンター等耐震改修工事」、「町有住宅改修工事」の皆増によるものです。次に「災害復旧費」ですが、特に説明はございません。次に「公債費」ですが、前年度対比プラス 6047 万 2000 円、11.6%の増であります。主な要因は、歳出、12 款「公債費」で申し上げました、平成 28 年度に借入を行いました「旧町立病院解体事業」及び「町立診療所整備事業」に係る元金償還が開始したことによるものです。次に「積立金」ですが、前年度対比マイナス 1143 万 1000 円、70.6%の減であります。主な要因は、「公共交通整備運営基金」の皆減によるものです。次の 208 ページNo.3 を、お開き願います。「投資・出資・貸付金」については、特に説明はございません。次に「繰出金」ですが、前年度対比プラス 1398 万 4000 円、8.5%の増であります。主な要因は、「下水道事業特別会計繰出金」で 978 万 8000 円の増によるものです。最後に「予備費」については、特に説明はございません。次に「第 2 表、債務負担行

為」について、ご説明いたします。5ページをお開きください。団体内統合宛名システム機器等購入事業についてですが、国のマイナンバー制度に係るシステム整備として、情報提供ネットワークシステムとの連携を図る為、各自治体では団体内統合宛名システムの整備が必要であり、そのシステム機器が耐用年数となるため更新するものです。次に情報機器等購入事業についてですが、自治体としての情報セキュリティ強靱化を図る必要があります、庁舎内で業務に使っているシステムにおいてはインターネット回線から分離するなどの対策を講じる必要があります、そのシステム機器が耐用年数となるため更新するものです。本町としては、今年度においても北海道市町村備荒資金組合の低利率な資金（資機材譲渡事業）を活用し、整備するものでありますが、後年4年にわたり分割返済することとなるため、債務負担行為を設定するものです。農業関係につきましては、例年どおりとなっております。中小企業関係につきましては、例年どおりの内容に新型コロナウイルス感染症対策緊急資金利子補給を追加しております。次に第3表地方債につきましては、後ほどお見通し願います。以上で令和3年度幌加内町一般会計予算の概要説明を終わります。

本年度につきましては、冒頭、申し上げましたとおり、細川町長二期3年目の予算編成となりました。先人が築かれてきました健全財政を堅持することは、もちろんのこと、ポストコロナ時代に適合した取り組みを進め、将来にも持続可能で効率の良い予算執行に努めて参りたいと存じます。町議会並びに町民の皆様の多大なるご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、予算の概要説明と致します。なお、特別会計につきましては、各担当課長よりご説明致しますので、よろしくようお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第16号、令和3年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに議案第17号、令和3年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いします。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第16号朗読、議案第17号朗読、記載省略）

幌加内町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度予算は、1億8755万8000円としており、前年度対比マイナス1710万4000円、8.4%の減となっております。主な要因は、被保険者等の減少により療養給付費が1786万8000円、14.8%の減となったことによるものです。

次に、幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度予算は、3543万円としており、前年度対比プラス504万7000円、16.6%の増となっております。主な要因は、保険料の軽減特例制度変更による調整の為、保険料等負担金が498万8000円、17.9%の増となったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第18号、令和3年度幌加内町介護保健特別会計予算の概要説明をお願いします。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） （議案第18号朗読、記載省略）

令和3年度予算は、1億8050万2000円としており、前年度対比マイナス588万1000円、3.2%の減となっております。主な要因は、保険給付費の「居宅サービス給付費」「地域密着型介護サービス費」「施設サービス給付」で対象者の減や介護度の区分変更により360万円の減となったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第19号、令和3年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算並びに議案第20号、令和3年度幌加内町下水道事業特別会計予算の概要説明をお願いします。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第19号朗読、記載省略、議案第20号朗読、記載省略）

幌加内町簡易水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度予算は、7713万9000円としており、前年度対比プラス714万9000円、10.2%の増となっております。主な要因は、簡易水道事業においては令和5年度末までに公営企業法適用対応を実施しなければならず、その為に必要な地方公営企業法適用基本計画策定業務委託料253万円及び水道台帳作成業務委託料977万4000円を実施することになったことによるものです。

引続き、議案第20号、令和3年度幌加内町下水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度予算は、8763万9000円としており、前年度対比プラス1602万3000円、22.4%の増となっております。主な要因は、下水道事業においては令和5年度末までに公営企業法適用対応を実施しなければならず、その為に必要な地方公営企業法適用基本計画策定業務委託料253万円及び下水道台帳作成業務委託料337万7000円を実施すること。また、農業集落排水施設の機能強化を実施する為に、前段として農業集落排水施設調査診断業務委託料501万6000円を実施することになったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第21号、令和3年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いします。

○教育次長（内山渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山渉君）（議案第21号朗読、記載省略）

幌加内町奨学資金特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度総額では、歳入歳出それぞれ421万2000円としており、前年度対比プラス17万9000円、4.4%の増となっております。主な要因は、貸付け事業について、継続者分の増によるものです。主な内容としては、歳出の貸付け事業として継続1名、新規7名分を予算計上し、貸付け総額420万円としています。歳入の返還事業は8名分を予算計上し、返還総額171万円としているところです。3ページ、第2表、債務負担行為に関する調書を添付していますので後ほどお目通し願います。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午後 11 時 02 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

只今、議案第 15 号令和 3 年度幌加内町一般会計予算から議案第 21 号令和 3 年度幌加内町奨学資金特別会計予算までの 7 件に関し、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加しただちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案をただちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

#### ◎追加日程第 1 動議案第 1 号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第 1、動議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

○1 番（中川秀雄君） 議長、1 番。

○議長（小川雅昭君） 1 番、中川議員。

○1 番（中川秀雄君） （動議案第 1 号、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑、討論を省略し本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は動議案のとおり決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長については、委員会条例第 8 条の規定にかかわらず、議長から指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって委員長、副委員長については議長から指名することに決定しました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には7番、中村議員、副委員長には2番、市村議員、8番、小関議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

#### ◎延会の議決

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

#### ◎延会の宣告

○議長(小川雅昭君) これで本日の会議を閉じます。

閉会 午後11時08分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 9 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員